

報告書記載に関する一般的記載注意事項

平成28年5月
改正 令和4年4月

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条において規定する「電力取引報」及び「卸電力取引所報」並びに電気関係報告規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第67号）附則第2条において規定する「みなし小売電気事業者報」の記載に関し、報告対象者が一般的に遵守すべき記載内容は次のとおりとする。

- (1) 報告様式は、省令又は本記載要領において特段の指示がない限り、加工、修正等を行わないこととする。
- (2) 報告様式に記載する数字・アルファベット・記号については全て半角で記載することとする。
- (3) 日付の欄には提出日を西暦で記載する。修正の場合は修正した日付を記載する。
- (4) 報告書の調査期間は、省令又は本記載要領において特段の指示がない限り、次のとおりとする。
 - I. 月報については、暦月の1か月を対象とする。
 - II. 四半期報については、第1四半期を4月から6月まで、第2四半期を7月から9月まで、第3四半期を10月から12月まで、第4四半期を翌年1月から3月までとし、四半期ごとに報告する。
 - III. 年報については、4月から翌年3月までとし、年ごとに報告する。
- (5) 報告書に計上すべき数値は、省令又は本記載要領において特段の指示がない限り、調査期間中の数値を表すものにあつてはその累計を、その他にあつてはその期間の終了日現在のものを記載する。
- (6) 各様式の表中の各欄において記載事項のない場合については空欄のままとし、様式の一部を削除する等、変更をしないこととする。
- (7) 数字の桁区切り（,）は、記載しないこととする。また小数点以下の数値について記載する場合には（.）を記載し、（,）は記載しないこととする。
- (8) 報告書に記載すべき数値については、省令又は本記載要領において特段の指示がない限り、単位未満を四捨五入して記載する。

- (9) 数値に負数が生じた場合は「－（マイナス）」を付して記載する。
- (10) 報告書の提出に際しては、次の内容を記載した上で、電力・ガス取引監視等委員会のホームページに記載された所定のメールアドレスへ送付することとする。
- ① 電気事業者の名称及び代表者の氏名
 - ② 連絡先担当者の氏名
 - ③ 連絡先担当者の電話番号
 - ④ 連絡先担当者の電子メールアドレス
- (11) 送付するメールに、必要に応じ一部内容の理解を助ける事項を任意に記載することができる。

「電力取引報」に係る記載要領

平成28年5月
改正 平成30年1月
改正 令和4年4月

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条において規定する電力取引報（様式第11）に関する記載要領は次のとおりとする。なお、各表上段の「年月日」欄には報告年月日を記載することとする。

第1表 販売電力量・販売額・契約口数

- (1) みなし小売電気事業者は、「2 特定小売供給約款による供給の販売額」の「旧供給区域」の欄に特定小売供給を行う供給区域を「1 販売電力量・販売額・販売口数」の「供給区域」の欄に倣って記載し、「1 販売電力量・販売額・販売口数」には同区域における特定小売供給を含めた供給実績を記載する。
- (2) 表内には半角数字以外を記載しない。
- (3) 需要家に対し過去の請求の誤り等の理由から相殺請求を行った場合であっても、本報告において相殺報告はせず、過去の報告の修正を行い本来の数値を記載する。
- (4) 「販売電力量」の欄には、供給が無くても基本料金が発生している場合「0」（ゼロ）を記載する。
- (5) 「販売額」（「2 特定小売供給約款による供給の販売額」も含む。）の欄には、実際に受領した金額を記載するのではなく、基本料金及び電力量料金の合計値を記載する。なお、「販売額」には消費税及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めず、燃料費調整額のみを含めることとする。また、他の商品・役務とセット販売を行い、セット割引等を適用している場合には、電気料金とそれ以外の商品・役務提供の対価に当該セット割引等の金額を振り分けた上で、電気料金の売上高を報告することとする。

[販売額の範囲]

販売額に含めるもの	基本料金、電力量料金、燃料費調整額 キャンペーンによる割引、停電による制限・中止割引、契約超過金
販売額に含めないもの	再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税、延滞金

	※契約金・入会金等の小売供給をうけるために需要家が支払う一切の契約事務手数料は販売額には含めないこととする。
--	--

- (6) 第1表の「販売電力量・販売額・契約口数」には、最終保障供給約款及び離島供給約款に基づく供給に関する情報は含めないこととする。
- (7) 通常の小売供給契約とは別に自家発供給契約を締結している場合、契約口数としては、通常の小売供給契約と自家発供給契約をそれぞれ別に計上することとする。
- (8) 部分供給を行っている場合は、自社が部分供給を行っている部分のみ計上することとする。また、自家発供給契約を締結している需要家への供給を複数の事業者が行っている場合についても、それぞれ自社供給分のみ計上することとする。
- (9) 「その他需要」の欄には、小売供給契約のない建設工事用電力と事業用電力の実績を記載することとし、事業用電力には自社の設備（発電所を除く。）及び営業所のために供給する電力量を含むこととする。また、小売供給契約のあるものは用途に関わらず特別高圧・高圧・低圧電灯・低圧電力に分けて記載する。
- (10) 媒介、取次ぎ、代理により小売供給契約を締結する場合には、需要家に対して電気の供給を行っている小売電気事業者が、自社の販売電力量等として報告を行うこととする（媒介業者、取次業者又は代理業者として本報告を行う必要はない。）。
- (11) 販売電力量及び販売額については、原則として月末時点の数値を記載することとする。ただし、検針日が月末ではないこと、需要家によって検針日が異なること等の理由により、1か月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行っている場合には、例外的に、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載することも可とする。例えば、前月の検針日から当月の検針日の前日までを1か月として当月分の販売電力量、販売額を管理している場合には、この期間を用いて当月分の販売電力量、販売額を計算する。
- (12) 契約口数については、託送供給における接続契約の対象となる口数を記載すること。そのため、例えば同一需要家に対する複数の需要地への供給について、契約書や料金請求を一本化して行っている場合についても、複数の契約口数として計上する。また、集計にあたっては上記(11)と同様に、定期的な時点ごとに契約口数を記載する。
- (13) 「2 特定小売供給約款による供給の販売額」について、沖縄電力株式会社以外のみなし小売電気事業者は、「高圧」欄は記載する必要は無く、空欄とする。

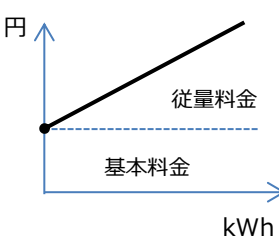
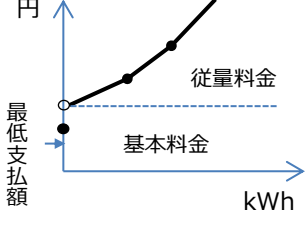
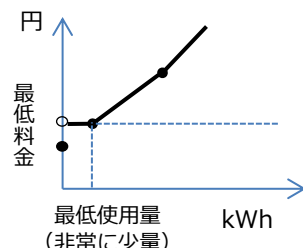
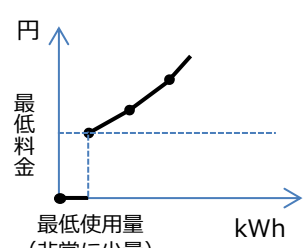
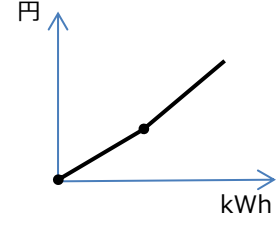
- (14) 沖縄電力株式会社の場合、予備電力について主契約が特定小売供給約款に基づく供給である場合には特定小売供給約款による供給実績とし、主契約が自由料金メニューに基づく供給である場合には特定小売供給約款による供給実績の対象外とする。

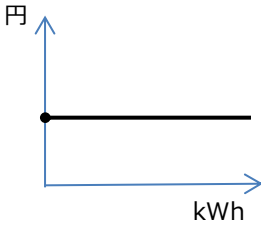
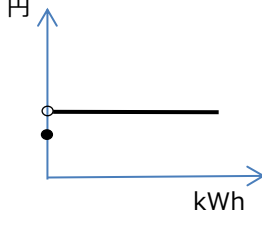
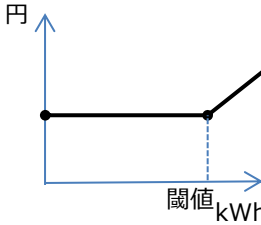
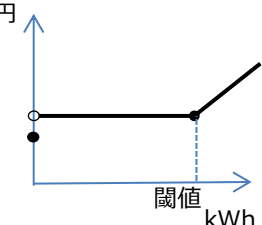
第2表 低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

- (1) 高圧又は特別高圧の需要家を対象とした料金メニューについては記載不要とする。
- (2) 料金メニューが3以上存在する場合は、様式の右側に新たな列を設けて記載する。
- (3) 「定型的でない料金メニュー」とは、料金設定方法や契約期間等の条件が一律に決まっているものではなく、需要家との個別協議等により、料金設定方法や契約期間等を設定したメニューをいう。例えば、ある団体の代表者との協議により特別に設定されたメニューに対し、その会員が契約する場合等がこれに該当する。
- (4) 金額に関する項目は、税込み価格で記載する。やむを得ず税抜き価格で記載する場合は、税抜き価格であることを明記する。
- (5) 「供給区域」の欄には、北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄の中から選択して記載する。
- (6) 「適用開始日」の欄には、当該料金メニューの供給開始日を西暦（例：2016年4月1日）で記載する。また同欄には、第2表に記載する項目に変更があった場合（消費税率の改正により料金単価の表示に変更があった場合を含み、期間限定の割引等によるものは除く。）には、その変更の実施日を記載することとする。
- (7) 提出対象となる料金メニューについては、下記考え方に基づいて提出を行う。
 - 料金メニューの名称が異なる場合には、それぞれのメニュー毎に列を変えて記載する。
 - 料金メニューの名称が同一であり、かつ、当該料金メニューを複数の供給区域で提供している場合については、「料金設定の種別」が同じ場合には、一つの列にまとめて記載しても良い。
 - 契約口数が100件に満たない供給区域は、記載不要とする。

(8) 料金設定の種別については次の通り。

[料金設定の種別]

<p>1. 二部料金制に○をするもの</p> <p>基本料金と使用電力量 (kWh) に応じた従量料金の二部構成。従量料金単価には、定額単価料金 (例 1)、三段階料金 (例 2)、季時別料金、市場連動型料金などが考えられる。</p>	<p>例 1</p> 	<p>例 2</p>  <p>※全く使用されなかった場合は基本料金割引。 (最低支払額以上)</p>
<p>2. 最低料金制に○をするもの</p> <p>使用電力量 (kWh) に応じた従量料金を課金しつつ、使用電力量が非常に少ない時には、定められた最低使用量に応じた金額 (最低料金) を課金し (例 3)、もしくは全く課金しない (例 4)。</p>	<p>例 3</p>  <p>※全く使用されなかった場合は基本料金割引。 (最低支払額以上)</p>	<p>例 4</p> 
<p>3. 完全従量料金制に○をするもの</p> <p>使用電力量 (kWh) に応じた従量料金を課金し、基本料金や最低料金を課金しない。(例 5)</p>	<p>例 5</p> 	

<p>4. 定額料金制に○をするもの</p> <p>使用電力量 (kWh) に関わらず、常に定額。(例6、例7)</p>	<p>例6</p> 	<p>例7</p>  <p>※全く使用されなかった場合は基本料金引き。(最低支払額以上)</p>
<p>5. 完全従量料金制・定額料金制の両方に○をするもの</p> <p>一定の使用電力量 (kWh) までは定額で、閾値を超えると使用電力量 (kWh) に応じた従量料金を課金。(例8、例9)</p>	<p>例8</p> 	<p>例9</p>  <p>※全く使用されなかった場合は基本料金引き。(最低支払額以上)</p>
<p>6. その他に○をするもの</p> <p>上記に当てはまらないもの。</p>		

- (9) 「料金設定方法の概要」には、基本料金や従量料金の単価、最低支払金額や最低使用量に応じた最低料金など、当該料金メニューの基本的な構成要素をできる限り詳細に記載する。
- (10) 料金設定方法を別紙で添付する場合には、「料金設定方法の概要」の欄に「別紙参照」等と記載する。なお、別紙のフォーマットはPDF、ワード、エクセル形式のいずれかとし、ファイル名には事業者名を含めること。
- (11) 契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料等を含めることとし、「契約事務手数料等の有無」や「契約事務手数料等の金額」の欄に記載する。
- (12) 契約期間の定めが無い場合には、「契約期間」の欄に、「期間の定め無し」と記載する。

- (13) 「違約金等の定めの有無」及び「違約金等の金額（円）又はその設定方法」の欄には、契約期間の途中での解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（違約金の支払、預り金の没収等、負担の方法を問わない。）について、その定めの有無及び金額又は設定方法を記載する。契約期間の途中での解約とは無関係に需要家が負担するもの（需要家による不正利用に関する違約金等）については、記載を要しない。
- (14) 契約期間と長期割引の関係については、例えば、契約期間が2年であり、契約開始から1年間解約しないことを条件に割引が受けられるような契約であれば、「契約期間」の欄には2年、「長期契約割引の適用に必要となる契約期間」の欄には1年と記載し、1年間の間に解約した場合の違約金等の金額や算定方法（例：契約残日数に応じて課金されるなど。）を「上記期間内に解約した場合の違約金等の金額（円）又はその設定方法」に記載する。
- (15) 「その他の割引」の欄には、長期契約割引以外の各種割引について記載する（特定の条件を満たした需要家を対象とするものや、期間限定での割引等一時的なものを含む。）。具体的には、例えば、他の商品・役務とのセットでの購入を条件とする割引、特定の設備の設置を条件とする割引、特定の期間に新規契約すると適用される割引・得られる商品、利用した分だけ還元されるポイントなどが想定される。期間限定キャンペーンなどは、そのキャンペーンが行われた期間の報告分に記載する。
- (16) セット販売により電気料金の割引を行う場合には、上記(15)に従い「その他の割引」の欄に割引内容の概要を記載するとともに「セットで販売される商品・役務」の欄にセット販売される商品・役務を記載する。
- (17) 「他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約条項の有無」の欄には、需要家が他の製品・サービスとセットでないと小売供給契約を締結・継続できない場合は「有」、それ以外の場合は「無」を記載する。

<次ページに記載例を示す>

メニュー名	1	2	3	4	5	6
供給区域	スタンダードA 関西・中国・四国	スタンダードB 東北・東京	スタンダードC 中部	動カプラン	スマイルプラン 北海道	市場連動型プラン 九州
運用開始日	2016年4月1日	2016年4月1日	2016年4月1日	供給開始日、または内容に変更が生じた日を指して記載	2019年4月1日	2019年4月1日
料金設定の種別 (該当するものを○を記入)	一部料金制 最低料金制 完全従量料金制 定額料金制 その他	○	○	○	○	○
料金設定の方法	<p>関西</p> <p>15kWhまで 300.0円 15kWh～120kWh 20.0円/kWh 121kWh～300kWh 21.0円/kWh 301kWh～ 22.0円/kWh</p> <p>中国</p> <p>15kWhまで 310.0円 15kWh～120kWh 21.0円/kWh 121kWh～300kWh 22.0円/kWh 301kWh～ 23.0円/kWh</p> <p>四国</p> <p>11kWhまで 320.0円 11kWh～120kWh 22.0円/kWh 121kWh～300kWh 23.0円/kWh 301kWh～ 24.0円/kWh</p> <p>東北</p> <p>■基本料金 10A 300.0円、20A 600.0円、30A 900.0円、40A 1200.0円、50A 1500.0円 ■従量料金(1kWhあたり) 1～120kWh 25.0円、121～300kWh 26.0円、301～120kWh 27.0円</p> <p>東京</p> <p>■基本料金 10A 310.0円、20A 620.0円、30A 930.0円、40A 1240.0円、50A 1550.0円、60A 1860.0円 ■従量料金(1kWhあたり) 1～120kWh 25.0円、121～300kWh 26.0円、301～120kWh 27.0円</p> <p>別紙参照</p> <p>※上記の料金をもとに、需調整ごとに個別見積もり。</p>	<p>■基本料金 10A 300.0円、20A 600.0円、30A 900.0円、40A 1200.0円、50A 1500.0円、60A 1800.0円</p> <p>■基本料金 1000.0円</p> <p>■従量料金 (JEPXスポット価格+転送料金+100円)/kWh</p> <p>■電源調達コスト X月 5.0円/kWh Y月 5.1円/kWh Z月 5.2円/kWh</p>	<p>■基本料金 10A 300.0円、20A 600.0円、30A 900.0円、40A 1200.0円、50A 1500.0円、60A 1800.0円</p> <p>■基本料金 1000.0円</p> <p>■従量料金 (JEPXスポット価格+転送料金+100円)/kWh</p>	<p>■基本料金 10A 300.0円、20A 600.0円、30A 900.0円、40A 1200.0円、50A 1500.0円、60A 1800.0円</p> <p>■基本料金 1000.0円</p> <p>■従量料金 (JEPXスポット価格+転送料金+100円)/kWh</p>	<p>■基本料金 10A 300.0円、20A 600.0円、30A 900.0円、40A 1200.0円、50A 1500.0円、60A 1800.0円</p> <p>■基本料金 1000.0円</p> <p>■従量料金 (JEPXスポット価格+転送料金+100円)/kWh</p>	<p>■基本料金 10A 300.0円、20A 600.0円、30A 900.0円、40A 1200.0円、50A 1500.0円、60A 1800.0円</p> <p>■基本料金 1000.0円</p> <p>■従量料金 (JEPXスポット価格+転送料金+100円)/kWh</p>
燃料費調整の有無	有	有	有	有	有	無
契約事務手数料等の有無	有	有	無	無	無	無
契約事務手数料等の金額(円)	2200円	2200円				
契約期間	1年	年度末(3月31日)	期間の定め無し	1年	期間の定め無し	期間の定め無し
運約金等の定め有無	有	有	有	有	有	有
運約金等の金額(円)又はその設定方法	3000円	契約期間の中で解約したことにより発生する運約金		3300円		
長期契約割引の有無	有		無	有	無	無
割引金額(円/月)	100円(税込)			1kWhにつき2円		
長期契約割引の適用に必要となる契約期間	3年			2年		
上記期間内に締結した場合の運約金等の金額(円)又はその設定方法	3000円			割引済み料金を請求		
その他の割引	ガスとセットで申し込むと電気料金から300円割引	<p>①X月の新規契約者は基本料金が3か月無料</p> <p>②XXマンション入居者は基本料金無料</p>	<p>①請求額の5%をXXポイント付与</p>	無	無	X月の新規契約者にはXXXをプレゼント
小売供給の特性とする事項	電源の種類等を小売供給の特性とする契約条件の有無	有	有	無	無	無
契約条件の内容	セットで申し込むと割引が適用される商品	非化石電源を用いて実質再エネ:100%	地元XXのXXマイナーステッドから40%以上供給			
他の商品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約事項の有無	無	有	有	無	無	無
セット販売	ガス	ガス	ガス	ガス	ガス	ガス

第3表-1 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量

- (1) 第3表-1については、環境価値(再生可能エネルギーを一定割合以上含むこと等)を供給の特性(条件)とする契約条項を有する料金メニューを提供していない事業者は、需要家に供給する電気の一部に再生可能エネルギー電気が含まれていたとしても、記載は不要とする。
- (2) 「適用開始日」の欄には、当該料金メニューの供給開始日を西暦(例:2016年4月1日)で記載する。
- (3) 「電圧区分」の欄には、特別高圧・高圧・低圧のいずれかを記載する。
- (4) 同一名称の料金メニューを複数の供給区域で提供している場合で、「料金設定方法の概要」が異なる場合には(基本料金や従量料金の単価が異なることが想定される。)、供給区域ごとに列を変えて記載する。
- (5) 「料金設定方法の概要」の欄には、基本料金や従量料金の単価を記載する。
- (6) 「再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容」の欄には、具体的な契約内容(例:供給量の80%以上を再生可能エネルギー電気とするなど。)を記載する。
- (7) 「年間販売電力量」の欄については、年度単位の数値(4月から翌年3月までの値)を記載する。
- (8) 「料金設定の種別」については、第2表の記載要領を参照して記載する。

第3表-2 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量

- (1) 第3表-2については、環境価値(再生可能エネルギーを一定割合以上含むこと等)を供給の特性(条件)とする契約条項を有する料金メニューを提供していない事業者は、需要家に供給する電気の一部に再生可能エネルギー電気が含まれていたとしても、記載は不要とする。
- (2) 「調達電力量」の欄には、自社で発電した量は含めず、他社から調達した量のみを記載し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第28条第1項の交付金を受けている電気(FIT電気)とそれ以外に分けて記載する。ただし、日本卸電力取引所(JEPX)から調達した電気のうち、一定の電源構成を

算定することが困難であるものについては、その調達電気を再生可能エネルギー電気ごとに案分して記載することを要しない。

- (3) 「その他」の欄には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス以外のエネルギー源であり、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源について、「原子力」などその種類を明記して調達電力量を記載する。
- (4) 上記に加えて、「その他」の欄に、非化石証書の調達量を再エネ指定の有無に分けて記載する。(非化石証書の調達量は合計に含めない。)

[例]

		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計
調達電力量 (kWh)	年度合計			500000		100000 200000 (FIT)	(400000:非化石証書(再エネ指定あり))	800000

第4表 インバランス発生実績

- (1) 第4表については、バランスンググループ単位で作成することとし、毎月1日から末日までの30分単位48コマ全ての数値を報告する。
- (2) 「対象事業者名」の欄には、接続供給契約者（代表契約者制度を利用している場合には代表契約者名）又は発電量調整供給契約者の名称を記載する。
- (3) 「バランスンググループ名」及び「バランスンググループコード」の欄には、電力広域的運営推進機関へ登録している名称及びコードを記載する。ただし、実同時同量制度を選択している場合には、名称及びコードの記載は不要とする。
- (4) 「対象事業者とバランスンググループを形成する他の事業者名」の欄は代表契約者制度を利用した小売バランスンググループを形成する場合のみ代表契約者を除く全ての事業者の名称を記載することとし、発電バランスンググループの場合には空欄とする。

[具体例]

- ① 事業者Aが単独で接続供給契約を締結する場合またはバランスンググループβの代表契約者であり、事業者BとCがその他の契約者である場合（小売バランスンググループ）
- ② 事業者Aが発電量調整供給契約者であり、同契約の中に事業者Aと事業者Dが

所属する発電バラシググループ γ 、事業者 E と事業者 F が所属する発電バラシググループ δ が存在している場合（発電バラシググループ）

[整理表]

	①の場合		②の場合	
	単独事業者	代表契約者 制度	BG γ	BG δ
対象事業者	事業者 A	事業者 A	事業者 A	事業者 A
バラシググループ名	α	β	γ	δ
バラシググループコード	コード	コード	コード	コード
対象事業者とバラシググループを形成する他の事業者名	(対象なし)	事業者 B 事業者 C	(記載不要)	(記載不要)

なお、上記具体例の場合、事業者 A を「対象事業者」とする第 4 表は、バラシググループ α 、 β 、 γ 、 δ ごとに計 4 種類報告することとする。

- (5) 「インバランス発生電力量」の欄には、余剰インバランスが発生した場合には正の値を、不足インバランスが発生した場合には負の値を記載し、インバランスが発生しない場合には空欄として報告する。
- (6) 「インバランス精算単価」の欄には、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条又は第 27 条の 2 に基づいて算出した該当する供給区域のインバランス価格を記載する。

第 5 表 電気事業者の契約状況

- (1) 「1. 小売供給の契約口数」の欄には、月末時点における一般送配電事業者の供給区域の低圧需要（特高・高圧需要は含めない。）に関する全ての契約口数（ストック値）を記載する（離島供給及び最終保障供給に関する口数も含む。）。ただし、月末時点の数値の把握が困難な場合は、当月分の料金請求対象となる契約口数を報告することも認められる（様式の報告に当たってはその旨を付記する。）。
- (2) 「2. 新規契約及び解約件数」及び「3. 月間の小売電気事業者の変更件数」の欄には、報告月の月末時点における一般送配電事業者の供給区域の低圧需要（特高・高圧需要は含めない。）に関する新規契約等の月間合計値（フロー値）を記載する。なお、月間合計値には離島供給及び最終保障供給に関する件数を含む。

第6表 インバランス料金算定係数実績

- (1) 第6表については、毎月1日から末日までの30分単位48コマ全ての数値を記載する。
- (2) 「インバランス料金算定係数」とは、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条第2号に掲げる値を指す。
- (3) 「インバランス料金算定係数」の欄には、小数点第2位まで記載し、小数点第3位は四捨五入を行うこととする。

「卸電力取引所報」に係る記載要領

平成28年5月

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条において規定する卸電力取引所報（様式第12）に関する記載要領は次のとおりとする。

第1表-1 スポット市場取引情報（通常入札）

- (1) 第1表-1については、入札区域ごとに事業者が入札を実施した全ての時間帯における注文価格、注文量、約定価格及び約定量を記載する。なお、入札した結果、約定しなかった場合には「約定価格」及び「約定量」の欄は「0」を記載する。
- (2) 「注文価格」及び「約定価格」の欄は、小数点第2位までの数値を記載し、小数点第3位は四捨五入を行う。
- (3) 「注文価格」及び「約定価格」は税抜き金額とする。

第1表-2 スポット市場取引情報（ブロック入札）

- (1) 第1表-2については、入札区域ごとに事業者が入札を実施した全ての時間帯における入札価格、入札量及び約定量を記載する。なお、入札した結果、約定しなかった場合には「約定量」の欄は「0」を記載する。
- (2) 「入札価格」の欄は、小数点第2位までの数値を記載し、小数点第3位は四捨五入を行うこととする。
- (3) 「入札価格」は税抜き金額とする。

第1表-3 スポット市場取引情報（先渡約定分）

- (1) 第1表-3については、入札区域ごとに約定した全ての時間帯における約定量を記載する。

第2表 一時間前市場取引情報

- (1) 第2表については、入札区域ごとに約定した全ての時間帯における約定量を記載する。

第3表 先渡市場取引情報

- (1) 第3表については、入札区域ごとに約定した全ての時間帯における入札区分、入札価格、入札量、約定価格及び約定量を記載する。なお、入札した結果、約定しなかった場合には「約定価格」の欄は「0」を記載する。
- (2) 「入札価格」及び「約定価格」の欄は、小数点第2位までの数値を記載し、小数点第3位は四捨五入を行う。
- (3) 「約定価格」及び「注文価格」は税抜き金額とする。

「みなし小売電気事業者報」に係る記載要領

平成28年5月

電気関係報告規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第67号）附則第2条において規定するみなし小売電気事業者報（附則様式）に関する記載要領は次のとおりとする。

附則様式

- (1) 「1. 新規契約及び解約件数」の欄には、特定小売供給に基づく契約実績のみを記載する。なお、沖縄電力株式会社の場合には、特定小売供給の低圧需要に関する実績のみを記載することとする。
- (2) 「1. 新規契約及び解約件数」の欄には、新規契約及び解約に関する件数のみを記載すれば足り、「2. 月間の契約変更件数」において報告を求める「特定小売供給」から「その他の小売供給」へ契約を変更した件数等については報告の対象外とする。
- (3) 「2. 月間の契約変更件数」の欄には、報告月の1か月ごとの合計値（フロー値）を記載する。
- (4) 「2. 月間の契約変更件数」の欄には、次の整理に基づいて記載する。

種別	変更前	変更後	件数
自社内変更	特定小売供給	その他の小売供給	a
	その他の小売供給	特定小売供給	b
離脱	特定小売供給	その他の小売電気事業者からの供給	c
受入	その他の小売電気事業者からの供給	特定小売供給	d

- ・ みなし小売電気事業者の規制料金メニューからみなし小売電気事業者の自由料金メニューへの契約変更件数は「a」に記載する。
- ・ みなし小売電気事業者の自由料金メニューからみなし小売電気事業者の規制料金メニューへの契約変更件数は「b」に記載する。
- ・ みなし小売電気事業者の規制料金メニューから新電力（他の供給地域におけるみなし小売電気事業者を含む。）が提供する料金メニューへの契約変更件数は「c」に記載する。
- ・ 新電力（他の供給地域におけるみなし小売電気事業者を含む。）が提供する料金メニューからみなし小売電気事業者の規制料金メニューへの契約変更件数は「d」に

記載する。

- (5) 一需要地点で電灯と電力の需要がある場合、一般的には別々の契約となっていることが多いが、電灯・電力を併用している1契約となっている場合もあり、そのような場合、1契約のままで他の事業者からの供給に切り替える場合には、1件として報告する（他方、電灯・電力の2契約が分かれた契約であったものを2契約のまま切り替える場合には、2件として報告する。）。また、電灯・電力の2契約を、電灯・電力を併用している1契約の契約種別に切り替える場合には、2件として報告する。また逆に、変更前に電灯・電力を併用している1契約であったものを、電灯・電力の2契約が存在する契約へ切り替える場合には、1件として報告する。ただし、「受入」の場合には、みなし小売電気事業者はその他の小売電気事業者における供給内容を知り得ないため、電灯・電力の2契約を、電灯・電力を併用している1契約の契約種別に切り替える場合には、1件として、また変更前に電灯・電力を併用している1契約であったものを、電灯・電力の2契約が存在する契約へ切り替える場合には、2件として報告する。

(参考) 契約変更件数の報告内容について

電力取引報（様式第11第5表）及びみなし小売電気事業者報（附則様式）に基づいて取得する情報は次の整理とする。

変更前	変更後	みなし小売電気事業者		新電力	
		経過措置料金	自由料金		
みなし小売電気事業者	経過措置料金	-	a	c	e
	自由料金	b	-	e - c	
新電力		d	f - d	g	
		f			

(備考) 様式第11第5表より抜粋

変更前	変更後	件数
一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	その他の小売電気事業者	e
その他の小売電気事業者	一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	f
その他の小売電気事業者	その他の小売電気事業者	g

様式第14に係る記載要領

平成28年5月

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第6条において規定するみなし小売電気事業者報（附則様式）に関する記載要領は次のとおりとする。

- (1) 様式第14については、卸電力取引所の取引会員が変更された場合に、その都度、全ての事業者名と登録日を記載した様式を報告する。
- (2) 電気関係報告規則第6条の「卸電力取引所の会員に変更があった場合」とは、取引会員の新規登録及び登録抹消を指し、取引会員の登録内容の変更などの軽微な変更は含めないものとする。